

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	梶田 卓
登録番号又は法人番号	16081808
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	すぎな行政書士事務所
事務所所在地	東京都板橋区舟渡1-13-10 アイ・ター-2階 10号室
処分年月日	令和2年4月28日（理事会決議日）
処分内容（種類）	訓告 （東京都行政書士会会則第23条第1項第1号）
上記処分をした理由	<p>被処分者が、入管法施行規則が定める外国人出頭免除規定に違反する、第三者を介した申請取次業務をA行政書士法人（現、愛知県行政書士会所属法人）より多数受任し、第三者を介した取次申請を行ったことは、本人からの供述並びに各種証拠書類から、疑いの余地は全く無く、後述する行政書士法や同法施行規則、或いは、東京都行政書士会会則等に違反していることは明白である。更には、第三者を介した申請取次業務を行い、かつ、申請人や予定所属機関に面談を行わずに、事実上A行政書士法人の運び屋と化していたことは、申請取次制度の根幹を揺るがす極めて悪質な行為であり、本来ならば最大級の処分をするのが相当ではある。</p> <p>しかしながら、被処分者はそれまでの自己の不法行為を猛省した結果、自ら申請取次業務適正化委員会に申し出て自己のこれまでの不法行為を詫びると共に、その後積極的にA行政書士法人に関する有益な情報を提供したことから、申請取次業務適正化委員会が昨年行ったその他の不正事案でのヒアリングがスムーズに行われる重要な要因にもなった。</p> <p>以上の理由を考慮した結果、上記の処分とする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>（違反している規則、会則）</p> <p>一、行政書士法第10条違反（信用または品位を害する行為）</p> <p>二、行政書士法第13条違反（会則遵守の義務違反）</p> <p>三、行政書士法施行規則第4条違反（他人による業務取扱の禁止）</p> <p>四、東京都行政書士会申請取次業務適正化委員会規則第8条第1項第1号（誓約書に違背）違反</p>